

情報番号：20062512

テーマ：バーゼルⅡと新たな取り組み

執筆者：中小企業診断士 野口能孝

バーゼルⅡは、日本においては2007年3月末から実施された。

ただ、2007年夏から顕在化したサブプライムローンの問題で、世界の金融は大混乱が起き、これを未然に阻止できなかったバーゼルⅡに、新たな取り組みが必要になっている。

## I バーゼルⅡで変わった自己資本規制の概要

(1) 2006年3月、国際決済銀行が2004年6月に発表した「新しい銀行の自己資本比率規制（バーゼルⅡ）」に沿ってわが国でも規制を行うという告示が金融庁から発表され、2007年3月末から実施された（信用リスクの算定方式のうち「先進的手法」については2008年3月末より）。

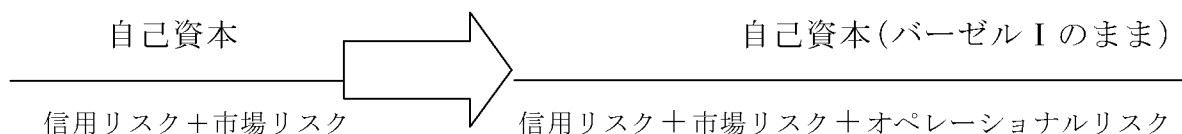
この規制は、従来行われていた自己資本規制（国際業務を行う銀行は8%以上、国内業務のみの銀行は4%以上・・・第1の柱と呼ぶ）の内容をかなり修正したほか、新たに従来は規制の対象となっていなかった銀行勘定の金利リスクや信用リスクなどを把握した上で、経営上必要な自己資本額を銀行自身で検討すること（第2の柱）、自己資本比率とその内訳を原則として四半期ごとに開示すること（第3の柱）など、より広範囲なものになっている。

ただ、第2、第3の柱は優れて銀行独自で判断する問題なので、ここでは、自己資本比率計算上の改正点について述べることにしたい。

(2) 自己資本規制の変更点は次の3点である。

(バーゼルⅠ)

(バーゼルⅡ)



①信用リスク計算で「標準的手法」におけるリスク・ウェイトを、より精緻に規定した。

②信用リスクについては、現行規制では単一の計算方式しかないが、新規制では銀行が「標準的手法（現行規制を一部修正した方式）」と、新しく設置された「内部格付け手法（行内の格付けを利用して借り手のリスクをより精密に反映する方式）」のうちから、自らに適する手法を選択

することができるようになった。

③新たにオペレーショナルリスクをリスクに加えた。

### (3) 信用リスク

#### 1) 標準的手法におけるリスク・ウェイトの変更

①中小企業・個人向け貸出は、小口に分散されているのでリスク軽減効果を考慮して100%から75%に軽減した。

②住宅ローンも同様の理由から、従来の50%を35%に引き下げた。

③事業法人については、信用力に応じてリスク・ウェイトを軽減することが可能となった。

④延滞債権は引当率に応じてリスク・ウェイトを加減できるようになった。

与信区分	現行規制	新しい規制
国・地方公共団体	0%	0%
政府関係機関等	10%	10%(20%)
銀行・証券会社	20%	20%
事業法人 (中小企業以外)	100%	(格付に応じ) 20%150%* または (格付を使用せず) 一律100%
中小企業・個人	100%	75%
住宅ローン	50%	35%
延滞債権	100%	150%** (引当率に応じて軽減)
株式	100%	100%

\* 事業法人の格付けについては、依頼格付のみ使用可能

\*\*延滞債権は、3ヶ月以上延滞が発生している債務者に対する与信金融庁ホームページより

#### 2) 内部格付け方式

内部格付け方式には次の2つがある。

「先進的手法」(2008.3から施行)は、7年分以上のデフォルト率や損失率などのデータに基づき夫々の金融機関の内部格付けに応じてきめ細かくリスクの掛け目を算出する方法である。

「基礎的手法」は、デフォルト率以外は監督局の規定値に基づく内部格付けを活用する方法である。

### (4) オペレーショナルリスク

---

1) オペレーショナルリスクとは事務事故、システム障害、不正行為等で損失が生じるリスクで、これが経営に与える損失の可能性を計量化し自己資本に反映させようというものである。不確定要素が多く、計量化が難しい。

2) 規定ではオペレーショナルリスクは、次の3つの方法から銀行が選択することになっている。

①基礎的手法・・・金融機関全体の粗利益の15%。

②粗利益配分手法・・・金融機関の業務を8つに分類し、各業務の粗利益に該当する比率をかけて合算する。

③先進的計測手法・・・過去の損失実績などをもとに、各金融機関が内部で利用しているリスク評価手法を使って算出する。

3) この3つの手法のうち、①が最も簡単であり、②③と続く。

## II バーゼル銀行監督委員会の新たな取り組み

バーゼルⅡについては、日本では既に実施済みであるが、欧米の銀行が実施をする前に、サブプライム問題が顕在化し、多くの世界的な銀行が特に証券化商品の巨額の損失による自己資本の不測に陥り、各国は多額の公的資金の投入により金融制度そのものが危機を回避し、何とか一息ついた状況にある。

米国では、格付けにも金融機関の内部モデルにも信頼が置けない以上、それらを用いるバーゼルⅡにも懸念があるとの声も出ている。

これに対し、国際決済銀行のバーゼル銀行監督委員会は、2009年1月16日、この枠組みの強化を発表した。

その内容は、今回の危機の原因となった、証券化商品、オフバランス取引、リスク集中、風評リスクなどに内在するリスクが外部への情報開示に良く反映されることを目的としている。今後はこれをベースに検討が進むことになろう。

(21.07 改訂)